

日本酒を活用した新潟県観光情報発信強化事業 プロポーザル実施要領

1 背景及び事業目的

香港は人口約730万人ながら、日本からの日本酒の輸出においては、過去10年間、金額・数量ともに世界で上位5位以内に入り続け、日本酒への関心の高さが伺える。新潟県の酒蔵の数は91（※令和8年5月現在、新潟県酒蔵組合会員の清酒製造業者数）と全国1位を誇り、県内の酒蔵と組み合わせた観光情報の発信や、周遊促進が期待されているところである。

本事業は、香港の日本酒および訪日関心層に向けて、インフルエンサーによる情報発信と現地セミナーを実施することで、日本酒をフックとした本県への誘客及び県内周遊の促進につなげることを目的とする。

2 委託業務概要

(1) 業務名

日本酒を活用した新潟県観光情報発信強化事業

(2) 仕様

別紙「日本酒を活用した新潟県観光情報発信強化事業仕様書」のとおり（以下、「仕様書」という。）

(3) 委託期間

委託締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3 見積限度額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

4 スケジュール

令和8年5月20日（水）	募集公示
5月27日（水）	質問受付期限
5月29日（金）	質問に対する回答
6月3日（水）	参加申込期限
6月5日（金）	参加提案資格確認結果の通知
6月19日（金）	企画提案書等の提出期限
6月24日（水） 予定	審査委員会（書面）
6月26日（金） 予定	審査結果の通知・公表

5 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく

再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

6 募集要領等の内容に対する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

別紙様式1「質問票」を提出すること。

- ア 提出期限 令和8年5月27日（水）17時
- イ 提出先 下記13 問い合わせ先に同じ
- ウ 提出方法 電子メール
- エ その他

- ・電話での質問は受け付けないので留意すること。
- ・電子メールで提出する際に、件名を「日本酒を活用した新潟県観光情報発信強化事業」とすること。

(2) 質問に対する回答

5月29日（金）までに、県ホームページにおいて公開する。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

7 参加申込み及び提案資格の確認結果通知

(1) 参加申込

ア 提出書類（以下の資料を各1部提出すること）

- ① 別紙様式2「参加申込書」
- ② 法人等の概要が分かるリーフレット等
- ③ 別紙様式3「類似業務実績一覧表」
- ④ 新潟県に納税義務を有する者にあつては県税納税証明書

※提出日より遡って3か月以内に発行されたもの。写しでも可。

- イ 提出期限 令和8年6月3日（水）17時
- ウ 提出先 下記13 問い合わせ先に同じ
- エ 提出方法 電子メール

(2) 提案資格の確認結果通知

参加申込をした者全員に対し、6月5日（金）までに、提案資格の確認結果通知を電子メールで送付する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次に掲げる条件を全て満たし、ア～エを1冊にまとめたものであること。

ア 企画提案書（任意様式、原則としてA4縦）

仕様書に定める本業務が求める最低限度の要件を満たす内容で、下記の項目を必須として簡潔明瞭に記載すること。

(ア) 企画、実施に係る内容

- ・招請テーマ
- ・招請行程案
- ・招請者及び選定理由
- ・想定情報発信媒体及び発信総回数
- ・情報発信内容
- ・セミナーの実施時期と会場
- ・セミナー実施時の来県インセンティブ案
- ・セミナー参加者へのアンケート実施方法 等

(イ) 独自提案

仕様書7(1)(2)をより効果的に実施するための手法や、本県への実誘客を促進する施策を提案すること。

(ウ) 効果測定

仕様書記載のKPI項目の各数値に基づき、見込まれる数値を記載すること。併せて、その考え方について説明すること。

イ 業務スケジュール（任意様式、A4縦）

ウ 業務実施体制（任意様式、A4縦）

業務に関わるスタッフ、体制図を記載すること。また、窓口担当者を必ず明記すること。なお、業務の一部を別の者に委託する場合は、委託先及び委託範囲、委託先業務の執行管理方法がわかるように記載すること。

エ 見積書（任意様式、A4縦）

各業務の内訳及び総額について見積書を作成すること。（押印省略可）

- (2) 提出期限 令和8年6月19日（金）17時【必着】
- (3) 提出部数 計7部
- (4) 提出先 下記13 問い合わせ先に同じ
- (5) 提出方法 郵送すると共に、データを電子メールで提出

9 審査の実施

(1) 審査方法

本プロポーザルの審査は、審査委員会による書面審査で行うものとする。

(2) 書面審査

書面審査において次の基準に基づいて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。なお、仕様書を明らかに満たさない項目が1つでもあると認められる場合には、審査対象外とする場合がある。

審査項目	審査基準	配点
企画運営・実施	委託者が指定するテーマ及びターゲットの嗜好を踏まえた行程やコンテンツが選定されているか	15
	ターゲットに影響力のあるインフルエンサーが提案されており、効果的な発信媒体が提案されているか	20
	セミナーの内容が、本県の魅力の発信や本県への誘客促進に寄与する提案となっているか	15
独自提案	事業の効果を最大化させる有効な取組みの提案があるか	15
効果測定	本事業の趣旨を踏まえた適切かつ現実的なKPI項目及び数値が設定されているか	10
業務実施体制	提案内容を確実に実施できる体制・スケジュールが確立されているか	10
実績	過去に類似業務に取り組んだ実績があり、今回の業務を実施する上で豊富な経験を有しているか	10
見積費用	見積金額は適切か	5
合 計		100

(3) その他

スケジュールや審査方法は変更となる場合がある。変更となる場合、ホームページ又は参加申込者への連絡により周知する。

10 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。

また、最も優れた提案を行った者は、県ホームページ上でその名前を掲載する。

11 契約の締結

新潟インバウンド推進協議会は、選定委員会が最優秀提案者と決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成や本プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書については、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 審査を行う際、必要な範囲において、参加を表明した者に通知すること

く複製を作成することがある。

- (4) 提出された申込書、提案書等の書類は一切返却しない。
- (5) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。ただし、業務委託先として選定された参加者の提出書類については、新潟インバウンド推進協議会が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
- (6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は別紙様式4「参加申込辞退書」を提出すること。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ウ 期限後に提案書を提出した者

13 問い合わせ先

新潟インバウンド推進協議会 担当 ^{たけし} 武子

(新潟県観光文化スポーツ部 国際観光推進課 海外誘客グループ)

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

電話 025-280-5968

E-mail ngt150020@pref.niigata.lg.jp